

(証券コード3224)
2026年6月10日
(電子提供措置の開始日2026年6月4日)

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿一丁目15番1号
株式会社ゼネラル・オイスター
代表取締役社長 渡邊 一博

第26回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第26回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて、電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://g-oyster.com/IR/>)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>)

上記ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年6月25日(木曜日)午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2026年6月26日(金曜日)午後4時(受付開始時刻 午後3時30分)
2. 場 所 東京都港区六本木3丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー9階
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター Room A
(※会場が昨年と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えないようご注意ください。)

3. 目的事項 報告事項

- 第26期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第26期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 資本金の額の減少の件
- 第3号議案 資本準備金の額の減少の件
- 第4号議案 剰余金の配当の件
- 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

以上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源削減のため本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

なお、会場への入場開始は午後3時30分を予定しており、それ以前の入場はできかねますのでご承知おきください。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

# 事業報告

自2025年4月1日  
至2026年3月31日

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2025年4月1日～2026年3月31日）におけるわが国の経済は、穏やかな回復基調である一方、物価上昇、各国の金利政策による為替変動、ウクライナ戦争に収束の兆しが見えないことに加え、イスラエルとアメリカ合衆国によるイラン攻撃の影響による歴史的な円安が継続し、原材料価格や原油を中心とするエネルギー価格の値上げ圧力にさらされており、依然として先行き不透明な状態が続いております。

外食産業におきましては、食材の仕入価格や光熱費、人件費等の高騰に加え、コロナ禍におけるライフスタイルの変化によって、大人数の宴会需要や夜間の利用客が減少するなど、厳しい経営環境が続いております。

このような環境の中、当社グループでは、原価低減、モバイルオーダーシステムの導入による少人数で運営できる体制作りを引き続き取り組んでまいりました。

新規出店につきましては、2025年5月に「8TH SEA OYSTER Bar 和歌山店」（和歌山県和歌山市友田町）、2025年11月「8TH SEA OYSTER Kitchen 虎ノ門店」（東京都港区）、2026年3月「L' ECAILLER 8TH SEA OYSTER TAKANAWA店」（東京都港区）、「Mare & Oyster大井町トラックス店」（東京都品川区）をオープンいたしました。

しかしながら、前連結会計年度の終わり頃（2025年1月～3月）から当連結会計年度の夏場にかけて、ノロウイルスが蔓延し、当社の厳しい安全基準を満たした牡蠣の調達が十分にできず、店舗事業、卸売事業ともに繁忙期に機会損失が発生いたしました。また主力産地である広島産牡蠣につきましても、生産・出荷動向や品質に関する環境の変化により、市場全体の需給バランスが変動し、当社の仕入及び販売面に大きな影響が生じました。

今後は、「Everybody Oyster」のヴィジョンの下、海水の温暖化やノロウイルスにも対応し、『カッキテキ』な技術力を創造し、オイスターの安心安全の高付加価値を実現することで、牡蠣の生産から販売まで事業ポートフォリオを構築し、お客様一人一人の満足度を向上させていくとともに、再生可能エネルギーなど複数の成長軸をもった持続的成長の実現と企業価値の向上を図ってまいります。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高4,304,927千円（前期比9.6%増）、営業損失は、92,276千円（前期は営業利益3,454千円）、経常損失90,604千円（前期は経常利益2,008千円）、親会社株主に帰属する当期純損失175,011千円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失20,827千円）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりです。なお、報告セグメントと事業の内容の関係性は以下のとおりです。前連結会計年度よりセグメント区分を変更しており、セグメント別の業績の比較・分析は、変更後のセグメント区分に組み替えを行っております。前連結会計年度より、浄化事業セグメント及び再生可能エネルギー事業セグメントを新設しております。

報告セグメントと事業内容との関係性は次のとおりです。

- ①「店舗事業」は、直営店舗事業、富山入善ヴィレッジ事業の店舗から構成されます。
- ②「卸売事業」は、当社の店舗事業を除く外部飲食店等への牡蠣関連の国内卸売事業となります。
- ③「加工事業」は、外部からの受託加工事業及び店舗事業のセントラルキッチン機能から構成されます。
- ④「浄化事業」は富山県入善町内の浄化センターにおける牡蠣浄化事業となります。
- ⑤「再生可能エネルギー事業」は、2024年1月より開始しました太陽光発電所の権利売買事業となります。
- ⑥「その他」は、ECサイト事業及びイベント事業（浄化センターの所在エリア内）から構成されます。

#### ① 「店舗事業」

当連結会計年度においては、2025年5月にFC3号店として「8TH SEA OYSTER Bar 和歌山店」（和歌山県和歌山市友田町）、2025年11月「8TH SEA OYSTER Kitchen 虎ノ門店」（東京都港区）、2026年3月「L' ECAILLER 8TH SEA OYSTER TAKANAWA店」（東京都港区）、「Mare & Oyster大井町トラックス店」（東京都品川区）をオープンいたしました。この結果、2026年3月末現在の直営店舗数は30店舗、FC3店舗となっております。

一方、業績においては、前連結会計年度の終わり頃（2025年1月～3月）から当連結会計年度の夏場にかけて、ノロウイルスが蔓延し、当社の厳しい安全基準を満たした牡蠣の調達に十分ができず、繁忙期に機会損失が発生いたしました。また、人件費の高騰に加え、メイン商材となる牡蠣の主力産地である広島産牡蠣につきましても、生産・出荷動向や品質に関する環境の変化による市場全体の需給バランスが変動したことに伴う原材料費の大幅な高騰により、収支が大幅に悪化いたしました。

以上の結果、売上高3,174,032千円（前期比4.5%減）、セグメント利益87,864千円（前期比66.5%減）となりました。

## ② 「卸売事業」

当連結会計年度においては、商社や飲食店が集まる食品展示会への出展や取引先の紹介依頼を強化し、販売先数の拡大に尽力し、売上高は好調に推移していましたが、ノロウイルスの影響で、牡蠣の供給が不安定になったことに伴い機会損失に伴い減収となったことに併せて、商材となる牡蠣の高騰に伴いセグメント利益も減少となりました。

以上の結果、売上高443,312千円（前期比3.0%減）、セグメント利益107,047千円（前期比6.8%減）となりました。

## ③ 「加工事業」

当連結会計年度においては、直営及びF C店舗向けの加工品及びパスタ製造のセントラルキッチンとして専業したことにより、業績は大幅に改善いたしました。

以上の結果、売上高146,835千円（前期比34.2%増）、セグメント損失16,057千円（前期はセグメント損失59,252千円）となりました。

## ④ 「浄化事業」

当連結会計年度においては、収益の改善に向けて直営店舗に対する販売価格の見直しを行いました。

その結果、売上高920,827千円（前期比8.1%増）、セグメント損失28,025千円（前期はセグメント損失33,507千円）となりました。

## ⑤ 「再生可能エネルギー事業」

当連結会計年度においては、着手していた太陽光発電所の権利売買契約が第2四半期連結会計期間より締結となり、収益計上がなされた一方、一部大型案件において期ずれが生じる結果となりました。今後、当該事業の市場環境及び収益性を踏まえ、グループ全体での収益基盤の拡大を図ることを目的としてさらに事業を拡大してまいります。なお、本セグメントは当連結会計年度からの売上計上となっているため、前期比は記載しておりません。

以上の結果、売上高613,649千円、セグメント利益23,092千円となりました。

## ⑥ 「その他」

当連結会計年度においては、ECサイト事業での売上が計上されました。

以上の結果、売上高61,644千円（前期比11.6%減）、セグメント損失416千円（前期はセグメント損失7,454千円）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は330,828千円となります。内訳は、店舗事業293,487千円、加工事業23,735千円、浄化事業13,605千円となります。店舗事業の主な設備投資は、新店舗出店（3店舗出店）の投資となります。

**(3) 資金調達の様況**

当連結会計年度において、第三者割当による新株発行、第10回新株予約権の行使、第11回新株予約権の発行及び行使により、360,442千円の資金調達を行いました。

**(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の様況**

該当事項はありません。

**(5) 他の会社の事業の譲受けの様況**

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

### (8) 対処すべき課題

当社グループは、第一次産業から第三次産業までの領域で牡蠣の高付加価値化を図り、新しい牡蠣を通じた食文化の創造を目指しております。

各事業の継続的成長に向け、グループの持つプラットフォームの連携を強化し、独自の付加価値の創造と、収益性の向上を強化して参ります。

その実現のために、下記に掲げる事項を、対処すべき重要な課題としており、課題解決に向けて積極的に取り組んで参ります。

#### ① 店舗事業について

オペレーションの効率化を通じ、人時生産性の向上に特に注力して努めて参りましたが、今後はより収益力の高い新業態の展開・開発に努めていきます。

また、従業員の採用と教育を強化し、安定した接客サービス、安心安全と収益性を両立した魅力ある店舗づくりを目指します。

#### ② 卸売事業について

グループの持つ、安心安全のプラットフォームの高付加価値を活かし、国内販売に関しては、商社や飲食店が集まる食品展示会への出展や取引先の紹介依頼を強化し、取引先開拓を図り、取り扱い高増加に努めていきます。

また、海外販売に関しては、取引高を増加させるべく、東アジアのみならずアジア全体に販路の対象を拡大し、収益力向上を目指します。

#### ③ 加工事業について

これまで魚介類の受託加工事業に取り組んで参りましたが、収支の改善には至りませんでした。今後は店舗事業向けのセントラルキッチンとしての稼働を強化するとともに、製造した牡蠣加工品の外部販売先を模索し、収支を改善して参ります。

#### ④ 浄化事業について

安全安心のプラットフォームの核となる本事業については、牡蠣の安全性を追求しつつ、今後の店舗事業及び卸売事業の成長に向けて、浄化設備の増設等を行って参ります。

#### ⑤ 再生可能エネルギー事業について

持続可能な社会、脱炭素社会の実現に向けて今後ますます企業や自治体における再生可能エネルギーの導入ニーズが高まってくることが想定されます。このような市場環境の中で、当社グループは太陽光発電所の権利売買事業等を展開し、収益性の向上につなげて参ります。

#### ⑥ その他について

牡蠣の販売チャネルを拡大させるべく、EC通販サイトを立ち上げた結果、リピーターも着実に増加し、販売量も拡大しております。今後もSNSなどを通じたマーケティングを強化し、収益拡大に努めて参ります。

#### ⑦ 人材の確保と育成及び定着化について

当社は、人材を最も重要な経営資源と位置づけ、優秀な人材の確保と育成及び定着化が今後の当社の成長にあたって不可欠であると認識しております。

引き続き、将来の幹部人材の育成のため、若手採用を行って参りますとともに、外国籍の特定技能人材の採用を積極的に進めて参ります。また、国内外の環境が大きく変化する中、高い専門性を持ち、様々な課題に対処し、進化させることができる人材育成が必須と認識しております。従いまして、従業員の能力が最大限に発揮できる環境作りや研修制度を充実させる方針です。

#### ⑧ 衛生管理の強化、徹底について

当社グループは、各店舗、各センターや拠点では、衛生管理マニュアルに基づく衛生管理の徹底を行っております。また、定期的に本社衛生管理部門の人員による抜き打ち監査や外部検査機関による検査を実施しております。さらにノロウイルス検査に関しては、当社浄化センターへの牡蠣の入荷時及び出荷時における二重検査を行っております。

今後も、全従業員の健康管理に努め、お客様、お取引先様に安心・安全に利用していただけるよう、更なる衛生管理体制の強化を行っていく方針です。

#### ⑨ 内部統制の強化について

当社は、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信頼され、支持される企業となるために、コーポレート・ガバナンスの強化が不可欠であると考えております。そのため、権限に基づく意思決定の明確化、内部監査及び監査等委員会の監査並びに監査法人による監査との連携を強化するほか、全従業員に対して、継続的な啓蒙、教育活動を行っていく方針です。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (9) 財産及び損益の状況の推移

| 区分                                      | 期別 | 第23期<br>(2023年3月期) | 第24期<br>(2024年3月期) | 第25期<br>(2025年3月期) | 第26期(当期)<br>(2026年3月期) |
|-----------------------------------------|----|--------------------|--------------------|--------------------|------------------------|
| 売上高(千円)                                 |    | 3,764,006          | 3,790,016          | 3,926,227          | 4,304,927              |
| 経常利益又は経常損失(△)(千円)                       |    | 128,621            | 29,235             | 2,008              | △90,604                |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円) |    | 138,102            | △95,467            | △20,827            | △175,011               |
| 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)                    |    | 34円37銭             | △23円70銭            | △4円97銭             | △35円14銭                |
| 総資産(千円)                                 |    | 2,390,756          | 2,235,681          | 3,340,295          | 3,011,309              |
| 純資産(千円)                                 |    | 1,018,869          | 909,591            | 1,411,247          | 1,548,952              |

(注) 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を前連結会計年度の期首から適用しており、第25期以降に係る数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (10) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会社名             | 資本金      | 議決権比率 | 事業内容                   |
|-----------------|----------|-------|------------------------|
| 株式会社ヒューマンウェブ    | 10,000千円 | 100%  | 直営店舗事業                 |
| 株式会社ジーオー・ストア    | 10,000千円 | 100%  | 再生可能エネルギー事業            |
| 株式会社海洋深層水かきセンター | 10,000千円 | 100%  | 牡蠣の浄化・物流事業、富山入善ヴェレッツ事業 |
| 株式会社日本かきセンター    | 10,000千円 | 100%  | 卸売事業                   |

### ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

| 事業別         | 事業内容                          |
|-------------|-------------------------------|
| 店舗事業        | 直営店舗事業、富山入善ヴィレッジ事業の店舗         |
| 卸売事業        | 卸売事業                          |
| 加工事業        | 外部からの受託加工事業及び店舗事業のセントラルキッチン機能 |
| 浄化事業        | 牡蠣の浄化事業                       |
| 再生可能エネルギー事業 | 太陽光発電所の権利売買事業                 |
| その他         | ECサイト事業、イベント事業、浄化・物流事業、       |

## (12) 主要な営業所及び流通拠点（2026年3月31日現在）

### ① 主要な営業所

| 営業形態区分                               | 店舗数 | 主要店舗                          |
|--------------------------------------|-----|-------------------------------|
| 8TH SEA OYSTER Bar                   | 9店舗 | 名古屋JRゲートタワー店、銀座コリドー店、渋谷ヒカリエ店他 |
| ガンボ&オイスターバー                          | 4店舗 | 新宿ルミネエスト店、横浜そごう店、千葉そごう店       |
| オイスタールーム                             | 1店舗 | 名古屋ラシック店                      |
| ステーションオイスターバー                        | 1店舗 | エスパル仙台店                       |
| フィッシュ&オイスターバー                        | 1店舗 | 西武渋谷店                         |
| シュリンプ&オイスターハウス                       | 1店舗 | ヨドバシ池袋ビル店                     |
| キンカウカ<br>グリル&オイスターバー                 | 1店舗 | 横浜ベイクォーター店                    |
| ザ・カーブ・ド・オイスター                        | 1店舗 | 東京駅八重洲地下街店                    |
| オイスターテーブル                            | 1店舗 | 上野さくらテラス店                     |
| エミット フィッシュバー                         | 1店舗 | GINZA SIX店                    |
| オイスタープレート                            | 1店舗 | ラゾーナ川崎店                       |
| 牡蠣ノ星                                 | 1店舗 | 入善店                           |
| レカイエ オイスターバー                         | 1店舗 | JR博多シティ店                      |
| 8TH SEA OYSTER Bar<br>Market Kitchen | 1店舗 | 阪急うめだ本店                       |
| 8TH SEA OYSTER Bar&Gril              | 1店舗 | ルクア大阪店                        |
| 8TH SEA OYSTER Bar Terrace           | 1店舗 | 東京トーチ店                        |
| 8TH SEA OYSTER Kitchen               | 1店舗 | 虎ノ門マルシェ店                      |
| L'CAILLER 8TH SEA OYSTER             | 1店舗 | レカイエ高輪店                       |
| MARE & OYSTER                        | 1店舗 | 大井町トラックストア                    |

② 流通及び生産拠点

| 所在地        | 施設名    | 内容               |
|------------|--------|------------------|
| 富山県下新川郡入善町 | 入善センター | 牡蠣浄化、直営店舗向けの卸売販売 |
| 岩手県上閉伊郡大槌町 | 大槌工場   | 受託加工、牡蠣の加工       |

(13) 従業員の状況（2026年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数        | 前連結会計年度末比増減 |
|-------------|-------------|
| 116名〔 163名〕 | 22名増〔15名増〕  |

- (注) 1. 従業員数は就業人数であります。  
 2. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む）の年間平均雇用人員（1ヶ月172時間換算）であります。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数    | 前期末比増減   | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|---------|----------|-------|--------|
| 18名〔2名〕 | 6名増〔6名減〕 | 46.1歳 | 5.53年  |

- (注) 1. 従業員数は就業人数であります。  
 2. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む）の年間平均雇用人員（1ヶ月172時間換算）であります。  
 3. 平均年齢、平均勤続年数は、臨時従業員を除いた使用人の平均を記載しております。

(14) 主要な借入先及び借入額（2026年3月31日現在）

| 借入先          | 借入残高(千円)  |
|--------------|-----------|
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 107,117千円 |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 79,800千円  |
| 株式会社商工中央組合金庫 | 78,090千円  |
| 株式会社徳島大正銀行   | 12,490千円  |
| 株式会社りそな銀行    | 12,490千円  |

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 19,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,339,600株（自己株式254株を含む。）
- (3) 株主数 2,910名
- (4) 大株主

| 株 主 名            | 持株数（株）    | 持株比率（％） |
|------------------|-----------|---------|
| 株式会社ネクスタ（匿名組合口）  | 2,287,855 | 42.84   |
| ネクスタ1号投資事業有限責任組合 | 305,000   | 5.71    |
| 小林 敏雄            | 286,600   | 5.36    |
| a m a n a 合同会社   | 200,000   | 3.74    |
| 橋本 裕司            | 158,500   | 2.96    |
| 山本 京美            | 138,515   | 2.59    |
| グリーンエナジー合同会社     | 138,515   | 2.59    |
| 株式会社ソレイユNC       | 71,600    | 1.34    |
| 藤田 博樹            | 69,257    | 1.29    |
| 株式会社ブライズメイドキャピタル | 47,000    | 0.88    |

- (注) 1. 持株数は株主名簿に基づき表示しております。  
2. 持株比率は自己株式（254株）を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項（2026年3月31日現在）

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項（2026年3月31日現在）

### （1）取締役の氏名等

| 会社における地位       | 氏名      | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                            |
|----------------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長        | 渡 邊 一 博 |                                                                                                                                                         |
| 代表取締役          | 兼 子 修 一 | 兼子修一公認会計士事務所 所長<br>株式会社長野グルメランド 代表取締役<br>株式会社スマートルル 代表取締役<br>税理士法人アルゴ 代表社員<br>株式会社インパケット 代表取締役<br>株式会社エスリアン 代表取締役<br>株式会社ネクスタ 代表取締役<br>株式会社ソレイユNC 代表取締役 |
| 取締役            | 稲 田 淳 史 | 稲田淳史公認会計士事務所 所長                                                                                                                                         |
| 取締役<br>(監査等委員) | 佐 藤 秀 樹 | 弁護士法人みやび 代表弁護士<br>汐留パートナーズ株式会社 監査役<br>汐留トラスト株式会社 代表取締役                                                                                                  |
| 取締役<br>(監査等委員) | 淺 枝 謙 太 | 牛込橋法律事務所 パートナー<br>트레이ダーズホールディングス株式会社 取締役<br>(監査等委員)                                                                                                     |
| 取締役<br>(監査等委員) | 込 山 治 郎 |                                                                                                                                                         |

- (注) 1. 取締役 稲田淳史、佐藤秀樹、淺枝謙太、込山治郎は社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会事務局を設定しており、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 当社は、取締役佐藤秀樹、淺枝謙太について東京証券取引所の定めに基づき、独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当事業年度中に就任した取締役  
2025年6月26日開催の第25回定時株主総会において、新たに1名が取締役に選任され、就任いたしました。
5. 取締役稲田淳史は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

## (2) 取締役の報酬等の額

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

会社全体の業績、業績に対する個々の貢献度、並びに他社の役員報酬データを踏まえた優秀な人材確保に必要な報酬水準を勘案し、毎月の固定報酬のみを支払うものとし、株主総会で決定された取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役報酬額の範囲内で決定しています。なお、当該決定方針は、取締役会にて決議しております。

### ② 取締役の報酬等についての株主総会決議による定めに関する事項

当社取締役の報酬等の限度額は以下のとおり、決議されております。

| 対象者                   | 限度額      | 株主総会決議日    | 左記総会終結時点の<br>対象者の員数 |
|-----------------------|----------|------------|---------------------|
| 取締役<br>(監査等委員<br>を除く) | 年額300百万円 | 2017年6月29日 | 6名                  |
| 取締役<br>(監査等委員)        | 年額50百万円  | 2017年6月29日 | 3名                  |

- (注) 1. 取締役（監査等委員でないもの）の限度額には、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。
2. 取締役（監査等委員でないもの）の限度額300百万円のうち、社外取締役については、60百万円以内となります。なお、当該株主総会終結時点（2017年6月29日）の社外取締役（監査等委員でないもの）の員数は、1名となります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会により委任された代表取締役社長の渡邊一博であり、担当職務、各期の業績、貢献度及び経営戦略を勘案して決定する権限を有しており、2017年6月29日開催の定時株主総会において決議いただいております年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含みません）の範囲内で取締役会にて決定しております。

代表取締役社長に委任をした理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

取締役会では、当該権限が代表取締役によって適切に行使されているかを確認し、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の報酬等の額

取締役（監査等委員を除く） 4名 21,600千円（うち社外1名 3,600千円）

取締役（監査等委員） 4名 12,000千円（うち社外4名12,000千円）

**（3）役員等賠償責任保険契約の概要**

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、係争費用を当該保険契約により補填することとしております。なお、当該保険契約では、補填する額について限度額を設けること等により、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び連結子会社の取締役、監査役及び執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

#### (4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 氏名    | 兼職先                                                    | 当該他の法人等との関係                  |
|-------|--------------------------------------------------------|------------------------------|
| 稲田 淳史 | 稲田淳史公認会計士事務所 所長                                        | 当社と兼職先の間には重要な取引その他の関係はありません。 |
| 佐藤 秀樹 | 弁護士法人みやび 代表弁護士<br>汐留トラスト株式会社 代表取締役<br>汐留パートナーズ株式会社 監査役 | 当社と兼職先の間には重要な取引その他の関係はありません。 |
| 浅枝 謙太 | 牛込橋法律事務所 パートナー<br>트레이ダーズホールディングス株式会社 取締役（監査等委員）        | 当社と兼職先の間には重要な取引その他の関係はありません。 |

## ② 社外役員の主な活動状況

| 氏名                    | 活動状況                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役<br>稲田 淳史        | 当事業年度において開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。公認会計士としての実務を通じて培われた専門知識や事業再生分野の知見を有しており、当該分野からの意見が期待されておりますが、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。                                                                                         |
| 社外取締役（監査等委員）<br>佐藤 秀樹 | 当事業年度において開催された取締役会12回のうち9回に出席いたしました。弁護士としての実務を通じて培われた専門知識とそのご経験からの意見が期待されておりますが、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。<br>また、当事業年度開催の監査等委員会12回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。                                   |
| 社外取締役（監査等委員）<br>浅枝 謙太 | 当事業年度において開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。弁護士としての実務を通じて弁護士としての実務を通じて培われた専門知識とそのご経験からの意見が期待されておりますが、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。<br>また、当事業年度開催の監査等委員会12回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。                        |
| 社外取締役（監査等委員）<br>込山 治郎 | 2025年6月26日就任以降、当事業年度において開催された取締役会10回の全てに出席いたしました。飲食業界、サービス業界における経営者としての豊富なご経験と幅広い知見からの助言が期待されておりますが、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。<br>また、2025年6月26日就任以降、当事業年度開催の監査等委員会9回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |

## ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、それぞれ会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

Amaterasu有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人でありましたオリエント監査法人は、2025年6月26日開催の第25回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 23,750千円

当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 23,750千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 責任限定契約の内容

該当事項はありません。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人について、会社法及び公認会計士法等の法令に違反する行為又は公序良俗に反する行為その他の事項を勘案し、必要と認める場合には、会社法に基づき会計監査人を解任又は不再任とする方針としております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### 1 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ企業倫理の遵守及び社会的責任を果たすために、「取締役会規程」をはじめとする各種社内規程を整備するとともに、周知徹底させます。
- ② 監査等委員である取締役は、「監査等委員会規程」に基づき、取締役会及び各種会議に出席し、決議事項のプロセス・内容が法令及び定款等に適合しているか監査を行います。当社では、常勤の監査等委員である取締役がいないため、監査等委員会事務局が資料等の準備を行います。監査等委員会事務局に係る使用人は、原則として業務の執行に係る役職を兼務しておりません。
- ③ 従業員の職務執行の適切性を確保するため、代表取締役選任の内部監査人が「内部監査規程」に基づき内部監査を実施します。また、内部監査人は必要に応じて会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施し、監査結果については、定期的に代表取締役及び監査等委員会に報告します。
- ④ 反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係をもたず、反社会的勢力からの不当請求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとります。
- ⑤ コンプライアンス委員会を設置するとともに、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス体制の構築を行うとともに、その整備・運用を行います。
- ⑥ 財務報告の適正性を確保するため、「経理規程」をはじめとする各種社内規程を整備し、適正な計算書類を作成することの重要性を周知徹底し、財務報告の信頼性の向上を図ります。

### 2 取締役会の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱は、「文書管理規程」等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理します。
- ② 文書管理部署の経営管理本部は、取締役及び監査等委員会の閲覧請求に対して、何時でもこれら文書を閲覧に供することとします。

### 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、会社内におけるあらゆるリスクとその対策、組織体制、責任、権限などを規定した「危機管理規程」を定めて、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備します。

### 4 取締役の職務の執行が効果的に行われることを確保するための体制

- ① 定期取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保します。
- ② 取締役（監査等委員である取締役を除く）は、責任と権限に関する事項を定めた「職務権限規程」に基づき、適正かつ効率的に職務を執行します。
- ③ 取締役会のもとにグループの経営について議論を行う会議を設置し、取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役会の指示、意思決定を各部署に伝達します。また、各部署の責任者が営業状況や各部署の業務執行状況の報告を行います。
- ④ 日常の業務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、「職務権限規程」等の社内規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担します。

### 5 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役会は「関係会社管理規程」に基づき、当社及びグループ会社における内部統制の構築を目指し、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効果的に行われるシステムを整備します。
- ② 内部監査による業務監査により、グループ会社の業務全般にわたる監視体制を確保します。
- ③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員会事務局は、当社グループの業務又は業績に影響を与える重要な事項について、速やかに監査等委員である取締役に報告を行い、グループ全体のリスクの防止を図る体制を確保します。

## 6 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員が監査等委員である取締役に報告するための体制、その他監査等委員である取締役への報告に関する体制

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員は、会社に著しい損害を与える事実が発生し、又は発生する恐れがあるとき、あるいは、役職員により違法又は不正行為を発見したときは、法令及び「コンプライアンス規程」に従い、ただちに監査等委員である取締役、顧問弁護士、主管部署に報告します。
- ② 監査等委員会は、必要がある場合には、稟議書、その他社内の重要書類、資料などを閲覧することができます。

## 7 その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役及び内部監査人は、監査等委員である取締役と定期的に意見交換を行います。
- ② 監査等委員である取締役は、取締役会及びグループ経営会議等重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制をとります。
- ③ 監査等委員である取締役は定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高めます。

## 8 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 内部統制システム全般  
当社及びグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。
- ② コンプライアンス  
当社は、当社及びグループ各社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。  
また、当社は内部通報規程により相談・通報体制を設けており、グループ各社にも開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。
- ③ リスク管理体制  
コンプライアンス委員会において、各部室及びグループ各社から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、コンプライアンス委員会において、当該リスクの管理状況について報告いたしました。
- ④ 内部監査  
内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社及びグループ各社の内部監査を実施いたしました。

（注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

2026年3月31日現在

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                  | 負 債 の 部        |                  |
|-----------------|------------------|----------------|------------------|
| 科 目             | 金 額              | 科 目            | 金 額              |
| <b>流動資産</b>     | <b>1,601,478</b> | <b>流動負債</b>    | <b>662,926</b>   |
| 現金及び預金          | 779,539          | 買掛金            | 105,352          |
| 売掛金             | 230,769          | 一年内返済予定の長期借入金  | 80,028           |
| 前渡金             | 486,496          | 前受金            | 157,426          |
| 未収入金            | 2,916            | 未払金            | 106,939          |
| 原材料             | 65,652           | 未払費用           | 84,148           |
| 未収消費税等          | 10,334           | 未払法人税等         | 8,147            |
| その他             | 25,770           | 資産除去債務         | 18,083           |
| <b>固定資産</b>     | <b>1,409,830</b> | 株主優待引当金        | 2,411            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>1,002,336</b> | 契約負債           | 36,326           |
| 建物              | 804,708          | 店舗閉鎖損失引当金      | 18,730           |
| 工具、器具及び備品       | 160,662          | その他            | 45,331           |
| 機械装置及び運搬具       | 7,061            | <b>固定負債</b>    | <b>799,431</b>   |
| 土地              | 6,097            | 長期借入金          | 209,959          |
| 建設仮勘定           | 23,807           | 繰延税金負債         | 229,932          |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>9,717</b>     | 資産除去債務         | 355,039          |
| その他             | 9,717            | その他            | 4,500            |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>397,777</b>   | <b>負債合計</b>    | <b>1,462,357</b> |
| 敷金及び保証金         | 325,663          | <b>純資産の部</b>   |                  |
| 長期貸付金           | 72,196           | <b>株主資本</b>    | <b>1,531,458</b> |
| その他             | 987              | 資本金            | 187,228          |
| 貸倒引当金           | △1,070           | 資本剰余金          | 1,818,177        |
|                 |                  | 利益剰余金          | △473,832         |
|                 |                  | 自己株式           | △114             |
|                 |                  | <b>新株予約権</b>   | <b>17,494</b>    |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>   | <b>1,548,952</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>3,011,309</b> | <b>負債純資産合計</b> | <b>3,011,309</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 損 益 計 算 書

自 2025年4月1日  
至 2026年3月31日

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額       |
|-------------------------|-----------|
| 売 上 高                   | 4,304,927 |
| 売 上 原 価                 | 1,796,090 |
| 売 上 総 利 益               | 2,508,837 |
| 販売費及び一般管理費              | 2,601,113 |
| 営 業 損 失                 | 92,276    |
| 営 業 外 収 益               |           |
| 受 取 利 息                 | 2,927     |
| 受 取 協 賛 金               | 3,028     |
| 還 付 加 算 金               | 16        |
| そ の 他                   | 729       |
| 営 業 外 費 用               |           |
| 支 払 利 息                 | 4,869     |
| そ の 他                   | 159       |
| 経 常 損 失                 | 90,604    |
| 特 別 利 益                 |           |
| 受 取 保 険 金               | 1,142     |
| 補 助 金 収 入               | 5,000     |
| 特 別 損 失                 |           |
| 減 損 損 失                 | 13,508    |
| 店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 繰 入   | 18,730    |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失   | 116,700   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 4,912     |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 53,399    |
| 当 期 純 損 失               | 175,011   |
| 非支配株主に帰属する当期純損失         | -         |
| 親会社株主に帰属する当期純損失         | 175,011   |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

2026年3月31日現在

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                  | 負 債 の 部        |                  |
|-----------------|------------------|----------------|------------------|
| 科 目             | 金 額              | 科 目            | 金 額              |
| <b>流動資産</b>     | <b>1,059,670</b> | <b>流動負債</b>    | <b>992,230</b>   |
| 現金及び預金          | 518,969          | 買掛金            | 35,580           |
| 売掛金             | 151,828          | 未払金            | 7,619            |
| 原材料             | 29,721           | 関係会社未払金        | 856,060          |
| 前渡金             | 340,246          | 未払費用           | 12,985           |
| その他             | 18,905           | 未払法人税等         | 5,460            |
| <b>固定資産</b>     | <b>2,605,009</b> | 株主優待引当金        | 2,411            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>31,708</b>    | 前受金            | 61,406           |
| 建物              | 25,485           | その他            | 10,704           |
| 工具器具備品          | 125              | <b>固定負債</b>    | <b>1,123,497</b> |
| 土地              | 6,097            | 繰延税金負債         | 166,707          |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>1,912</b>     | 資産除去債務         | 29,465           |
| その他             | 1,912            | 事業損失引当金        | 927,324          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>2,571,388</b> | <b>負債合計</b>    | <b>2,115,727</b> |
| 関係会社株式          | 6,900            | <b>純資産の部</b>   |                  |
| 関係会社長期未収入金      | 2,496,747        | <b>株主資本</b>    | <b>1,531,458</b> |
| 敷金及び保証金         | 43,235           | 資本金            | 187,228          |
| 長期貸付金           | 81,427           | 資本剰余金          | 1,798,130        |
| 貸倒引当金           | △56,921          | 資本準備金          | 187,228          |
|                 |                  | その他資本剰余金       | 1,610,902        |
|                 |                  | 利益剰余金          | △453,786         |
|                 |                  | その他利益剰余金       | △453,786         |
|                 |                  | 固定資産圧縮積立金      | 363,125          |
|                 |                  | 繰越利益剰余金        | △816,911         |
|                 |                  | 自己株式           | △114             |
|                 |                  | <b>新株予約権</b>   | <b>17,494</b>    |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>   | <b>1,548,952</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>3,664,679</b> | <b>負債純資産合計</b> | <b>3,664,679</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

自 2025年4月1日  
至 2026年3月31日

(単位：千円)

| 科 目             | 金       | 額       |
|-----------------|---------|---------|
| 売 上 高           |         | 408,991 |
| 売 上 原 価         |         | 162,906 |
| 売 上 総 利 益       |         | 246,084 |
| 販売費及び一般管理費      |         | 256,598 |
| 営 業 損 失         |         | 10,514  |
| 営 業 外 収 益       |         |         |
| 受 取 利 息         | 2,113   |         |
| 受 取 協 賛 金       | 3,028   | 5,141   |
| 経 常 損 失         |         | 5,372   |
| 特 別 損 失         |         |         |
| 事業損失引当金繰入額      | 179,090 |         |
| 投資有価証券評価損       | 13,670  | 192,761 |
| 税 引 前 当 期 純 損 失 |         | 198,133 |
| 法人税、住民税及び事業税    | △1,466  |         |
| 法人税等調整額         | △16,758 | △18,224 |
| 当 期 純 損 失       |         | 179,909 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月29日

株式会社ゼネラル・オイスター

取締役会 御中

Amaterasu有限責任監査法人

東京都渋谷区

|                    |       |       |
|--------------------|-------|-------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 方尺 敬之 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 福留 聡  |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ゼネラル・オイスターの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゼネラル・オイスター及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月29日

株式会社ゼネラル・オイスター

取締役会 御中

Amaterasu有限責任監査法人

東京都渋谷区

|                    |       |       |
|--------------------|-------|-------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 方尺 敬之 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 福留 聡  |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ゼネラル・オイスターの2025年4月1日から2026年3月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人Amaterasu有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人Amaterasu有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年6月4日

|                  |         |
|------------------|---------|
| 株式会社ゼネラル・オイスター   | 監査等委員会  |
| 監査等委員<br>(社外取締役) | 浅枝 謙太 ㊟ |
| 監査等委員<br>(社外取締役) | 佐藤 秀樹 ㊟ |
| 監査等委員<br>(社外取締役) | 込山 次郎 ㊟ |

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 定款変更の理由

当社の今後の事業拡大及び戦略的事业展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に目的事項を追加するものであります。

また、事業目的の追加に伴い、号数を繰り下げるものであります。

### 2. 変更内容

変更内容は、以下のとおりであります。

（下線部分は変更部分を示します。）

| 現行定款                                                                                                               | 変更案                                                                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| （目的）                                                                                                               | （目的）                                                                                                                                                                   |
| 第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理することを目的とする。<br>1.～15.（記載省略）<br>（新設）<br>（新設） | 第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理することを目的とする。<br>1.～15.（現行どおり）<br><u>16. 広告宣伝業及び広告代理店業</u><br><u>17. 各種情報提供サービス・営業支援・販売促進支援業務</u> |
| 16. 前各号に付帯する一切の業務                                                                                                  | <u>18.（現行どおり）</u>                                                                                                                                                      |

### 3. 定款変更の日程

定款変更に係る取締役会決議 2026年5月20日（水）

定款変更のための株主総会開催日 2026年6月26日（金）

### 4. その他

本定款変更の効力は、本総会終結の時をもって発生いたします。

## 第2号議案 資本金の額の減少の件

当社は、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

### 1. 資本金の額の減少の内容

#### 減少する資本金の額

資本金の額：187,228,399円のうち、177,228,399円を減少し、10,000,000円とし、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

### 2. 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2026年6月29日を予定しております。

### 第3号議案 資本準備金の額の減少の件

当社は、今後の資本効率を高め、経営環境の変化などに柔軟に対応した配当政策を行えるようにするため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

#### 1. 資本準備金の額の減少の内容

減少する資本準備金の額

資本準備金の額：187,228,399円のうち、177,228,399円を減少し、10,000,000円とし、減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

#### 2. 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2026年6月29日を予定しております。

※（ご参考）資本金及び資本準備金の額の減少の日程

|     |             |            |
|-----|-------------|------------|
| (1) | 取締役会決議日     | 2026年5月20日 |
| (2) | 債権者異議申述公告日  | 2026年5月20日 |
| (3) | 債権者異議申述最終期日 | 2026年6月20日 |
| (4) | 第26回定時株主総会  | 2026年6月26日 |
| (5) | 効力発生日       | 2026年6月29日 |

## 第4号議案 剰余金の配当の件

剰余金の配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

2026年3月期末配当につきましては、以下のとおりとしたいと存じます。

#### 1. 財産の種類

金銭といたします。

#### 2. 株主に対する財産の割合に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき10円といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は、53,393,460円となります。

#### 3. 剰余金の配当が効力を生ずる日

2026年6月29日

なお、配当原資については、資本剰余金とすることを予定しております。

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                  | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 |                      | 所有する<br>当社の株数<br>(株) |
|-------|---------------------------------------|--------------------|----------------------|----------------------|
| 1     | わた なべ かず ひろ<br>渡 邊 一 博<br>(1973年4月4日) | 1998年4月            | 大和実業(株)入社            | 100                  |
|       |                                       | 2005年4月            | (株)ぎゅあん入社            |                      |
|       |                                       | 2009年7月            | 当社入社営業本部スーパーバイザー     |                      |
|       |                                       | 2011年7月            | 当社第二営業本部長            |                      |
|       |                                       | 2012年6月            | 当社取締役就任              |                      |
|       |                                       | 2016年4月            | (株)ヒューマンウェブ取締役社長（現任） |                      |
|       |                                       | 2018年1月            | 当社取締役退任              |                      |
|       |                                       | 2024年6月            | 当社代表取締役社長（現任）        |                      |

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                   | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する<br>当社の株数<br>(株) |
|-------|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 2     | かね こ しゅう いち<br>兼子修一<br>(1976年6月1日) | 2007年4月<br>2007年12月<br>2016年8月<br>2016年12月<br>2019年6月<br>2020年9月<br>2021年6月<br>2021年9月<br>2021年6月<br>2023年7月<br>2023年12月<br>2024年6月 | PwCアドバイザリー合同会社入社<br>兼子修一公認会計士事務所<br>開設（現任）<br>（株）長野グルメランド<br>代表取締役（現任）<br>（株）スマートルル<br>代表取締役（現任）<br>税理士法人アルゴ<br>代表社員（現任）<br>（株）インパケット<br>代表取締役（現任）<br>株式会社エスリアン<br>代表取締役（現任）<br>株式会社ソレイユNC<br>代表取締役（現任）<br>当社社外取締役<br>当社代表取締役専務<br>（株）ネクスタ<br>代表取締役（現任）<br>当社代表取締役（現任） | 2,664,455<br>(注) 1   |
| 3     | いな だ あつ し<br>稲田淳史<br>(1980年4月22日)  | 2005年12月<br>2006年9月<br>2008年7月<br>2013年12月<br>2017年3月<br>2021年2月<br>2021年6月<br>2023年12月<br>2025年6月                                  | 中央青山監査法人入所<br>あらた監査法人入所<br>プライスウォーターハウスクーパーズ<br>(株) 入社<br>ロングブラックパートナーズ(株)<br>入社<br>稲田淳史公認会計士事務所開設<br>(株)ネクスタ代表取締役<br>当社監査等委員である取締役<br>(株)ネクスタ代表取締役退任<br>当社社外取締役（現任）                                                                                                   | 0                    |

- (注) 1. 兼子修一氏の所有する当社の株式数は、同氏が代表取締役を務める株式会社ネクスタ、ネクスタ1号投資事業有限責任組合及び株式会社ソレイユNCが保有する株式数も含んでおります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 稲田淳史氏は社外取締役候補者であります。

4. 社外取締役候補者の稲田淳史氏は、公認会計士としての実務を通じて培われた専門知識とご経験、また事業再生分野のご経験を有しており、当社経営判断及び意思決定の過程で、その知識と経験に基づく専門的見地から、助言と提言をいただけることを期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 稲田淳史氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
6. 当社は、稲田淳史氏が選任された場合には、以下の内容の責任限定契約を継続する予定であります。

(責任限定契約の概要)

社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合には、社外取締役がその職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がない特は、法令に定める最低責任限度額を限度として当社に対し、損害賠償責任を負う。

7. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金、係争費用の損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## 第6号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役（1名）は、本総会の終結の時をもって辞任により退任されますので、その後任として、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものがあります。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)               | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況          |                             | 所有する<br>当社の株数<br>(株) |
|------------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|----------------------|
| いし はら かず き<br>石原一樹<br>(1985年5月12日) | 2013年1月                     | ヤフー株式会社入社                   | 200                  |
|                                    | 2015年1月                     | ホーガンロヴェルズ法律事務所外国法共同事業入所     |                      |
|                                    | 2015年5月                     | 窪田法律事務所入所                   |                      |
|                                    | 2017年4月                     | 株式会社石原総合研究所 設立 代表取締役（現任）    |                      |
|                                    | 2017年5月                     | FAST法律事務所 設立 代表（退任）         |                      |
|                                    | 2017年5月                     | 株式会社ココナラ 監査役（退任）            |                      |
|                                    | 2017年6月                     | 株式会社ミラティブ 監査役（退任）           |                      |
|                                    | 2021年11月                    | 一般社団法人 日本美容フリーランス協会 理事長（現任） |                      |
|                                    | 2021年12月                    | 株式会社LDX 代表取締役（現任）           |                      |
|                                    | 2022年3月                     | 株式会社ニーリー 監査役（退任）            |                      |
|                                    | 2022年6月                     | 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業入所         |                      |
|                                    | 2023年12月                    | 株式会社エアトリ 社外取締役（現任）          |                      |
|                                    | 2024年9月                     | 株式会社ウェルビーイングス 監査役（現任）       |                      |
| 2025年1月                            | 株式会社Birdman 監査等委員である取締役（退任） |                             |                      |

- (注) 1. 候補者と当社との間には、当社株式200株を保有していることを除き、人的関係、資本的關係又は取引関係その他利害関係はありません。
2. 石原一樹氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の石原一樹氏は、これまで様々なベンチャー企業において支援してきた実績に基づく見識及び弁護士としての専門的知識・ご経験から、当社のガバナンス強化及び意思決定の過程で助言と提言をいただけることを期待し、社外取締役として選任をお願いいたします。

いするものであります。

4. 当社は、石原一樹氏が選任された場合には、以下の内容の責任限定契約を締結する予定であります。

(責任限定契約の概要)

社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合は、社外取締役がその職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がない時は、法令に定める最低責任限度額を限度として当社に対し、損害賠償責任を負う。

5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金、係争費用の損害を当該保険契約により補填することとしております。同候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## 株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区六本木3丁目2番1号  
住友不動産六本木グランドタワー9階  
バルサール六本木グランドコンファレンスセンター Room A



### 「交通のご案内」

東京メトロ南北線 六本木一丁目駅 西改札直結  
東京メトロ日比谷線・都営地下鉄大江戸線 六本木駅 5番出口徒歩6分

お願い：駐車場のご用意はございません。また、当日は会場周辺道路及び近隣駐車場に混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。